





臨時代理議決

令和2年11月25日

第41号議案

令和2年11月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する  
意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のと  
おり報告します。

令和2年12月24日

教育長 橋本 幸三



## 別 紙

令和2年11月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する  
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年11月19日付け2財第127号で意見を求められました令和2年11月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

### 記

- 1 職員の給与等に関する条例等一部改正の件  
異議ありません。



令和2年 月 日  
京都府議会议定例会议案

令和2年 月 京都府議会定例会議案目次

第1号議案	令和2年度京都府一般会計補正予算（第5号）	1
第2号議案	職員の給与等に関する条例等一部改正の件	3
第3号議案	京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例一部改正の件	5
第4号議案	京都府豊かな森を育てる府民税条例及び京都府豊かな森を育てる基金条例一部改正の件	15
第5号議案	京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例一部改正の件	17
第6号議案	府道向島宇治線道路新設改良工事委託契約変更の件	21
第7号議案	財産取得の件	23
第8号議案	京都府環境基本計画を定める件	25
第9号議案	当せん金付証券発売の件	27



## 第 2 号 議 案

### 職員の給与等に関する条例等一部改正の件

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提 出

京 都 府 知 事      西   脇   隆   俊

#### 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与等に関する条例 (昭和31年京都府条例第28号) の一部を次のように改正する。

第20条第 2 項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に、「100分の70」を「100分の65」に改め、同条第 3 項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第 2 条 職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第 2 項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同条第 3 項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例 (平成14年京都府条例第45号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項から第 5 項までの規定中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第 4 条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項から第 5 項までの規定中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

第 2 号 議 案      職員の給与等に関する条例等一部改正の件

(京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和22年京都府条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

#### 附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
2. 令和3年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の職員の給与等に関する条例第26条第8項の規定の適用については、同条例第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。